

出水市告示第132号

出水市建設技術者・技能労働者転入就職祝い金支給要綱を次のように定める。

令和4年 7月 8日

出水市長 椎 木 伸 一

出水市建設技術者・技能労働者転入就職祝い金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、インフラの担い手である建設産業の従事者の確保・育成のため、市内の建設事業者に就職するため本市に転入した技術者及び技能労働者に対し祝い金を支給する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建設業の許可を受け、かつ、出水市建設工事入札参加資格審査要綱（平成19年出水市告示第44号）に基づき出水市の建設工事の入札参加資格を有する事業者であって、本市内に本店又は事業本部等を有し、常勤の技術者及び技能労働者を雇用するものをいう。
- (2) 技術者 建設業法第26条に規定する主任技術者であって、建設事業者の本店又は事業本部等に勤務するものをいう。
- (3) 技能労働者 建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者であって、建設事業者の本店又は事業本部等に勤務するものをいう。

(4) 建設工事 建設業法第2条に規定する建設工事をいう。

(祝い金の支給対象者)

第3条 祝い金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、建設事業者に就職するため本市に転入し、第5条の申請を行う日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市が備える住民基本台帳に登録されている技術者又は技能労働者で、本市に転入した日と建設事業者に就職した日との間が3月を超えないものとする。

2 本市に転入した日又は市内の建設事業者に就職した日のいずれか遅い日を起算日として、1年間当該建設事業者での勤務を継続したときに1年目の祝い金の支給対象となる。2年目及び3年目の祝い金も同様とする。

(祝い金の支給金額等)

第4条 祝い金の額は、1年当たり10万円とし、3年間支給するものとする。

(祝い金の支給の申請)

第5条 支給対象者が祝い金の支給を受けようとするときは、建設技術者・技能労働者転入就職祝い金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、1年ごとに申請しなければならない。

(1) 1年目から3年目までの申請に必要な書類

- ア 勤務する建設事業者が発行する在籍証明書
- イ 住民票の写し

(2) 1年目の申請に必要な書類

- ア 健康保険証の写し
- イ 履歴書の写し
- ウ 資格者証、講習会受講証明書等の写し

(祝い金の支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、支給要件等を審査し、申請内容が適当と認めるときは、支給を決定し、建設技術者・技能労働者転入就職祝い金支給決定通知書（第2号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(祝い金の請求)

第7条 前条の規定により、祝い金の支給の決定を受けた者は、建設技術者・技能労働者転入就職祝い金請求書（第3号様式）により、祝い金の請求をするものとする。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により祝い金の支給を受けた者に対し、支給の決定を取り消し、支給を行った祝い金の返還を求める。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月 日から施行し、第3条第2項の起算日が同年4月1日以後となる支給対象者について適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

申請者 住 所

氏 名

印

建設技術者・技能労働者転入就職祝い金支給申請書

建設技術者・技能労働者転入就職祝い金を交付くださるよう出水市建設技術者・技能労働者転入就職祝い金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 祝い金 金100,000円（ 年目）

2 関係書類

- (1) 勤務する建設事業者が発行する在籍証明書
- (2) 住民票の写し
- (3) 健康保険証の写し
- (4) 履歴書の写し
- (5) 資格者証、講習会受講証明書等の写し

第2号様式（第6条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



建設技術者・技能労働者転入就職祝い金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった建設技術者・技能労働者転入就職
祝い金については、出水市建設技術者・技能労働者転入就職祝い金支給要綱第6
条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

祝い金 金100,000円（ 年目）

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

申請者 住 所
氏 名 印

建設技術者・技能労働者転入就職祝い金請求書

年 月 日付け出 第 号の支給決定通知に基づく建設技術者・技能労働者転入就職祝い金を交付くださるよう、出水市建設技術者・技能労働者転入就職祝い金支給要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金100,000円（ 年目）
- 2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 本所・支所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		